

指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ハピネスやくら 運営規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下『グループホーム』という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要支援2であって認知症の状態にあるもの（以下『利用者』という）について、共同生活住居において、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営の方針は次の通りとする。

- (1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。
- (3) 利用者ができる限り要介護状態にならないで、自立した日常生活を営むことができるよう、支援する事を目標とするものであることを、常に意識してサービスの提供に当たる。
- (4) 利用者がある能力を、最大限活用することができるような方法による、サービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスを行わないよう配慮する。
- (5) 利用者とのコミュニケーションを十分に図る等、様々な方法で、利用者が主体的に、事業に参加するよう適切に働きかけるよう努める。

(名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 グループホーム ハピネスやくら
- (2) 所在地 青森県八戸市大字八幡字下樋田1番5

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人（常勤・兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2人（常勤・兼務）
グループホーム計画に関する業務を行い、また自らもグループホームの提供に当たる。
- (3) 介護職員 2人以上（常勤・兼務）
11人以上（常勤・専従）

※職員は認知症共同生活介護職員と兼務する。

(グループホームの利用定員)

第6条 グループホームの利用定員は、次の通りとする。
18人（2ユニット）

(計画の作成)

第7条 計画作成担当者が介護計画の作成に関する業務を担当する。

- (1) 介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- (2) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、援助の目標、具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
- (3) 介護計画の内容については、利用者又は家族に説明し同意を得、交付する。
- (4) 計画作成担当者は、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(グループホームのサービス内容)

第8条 グループホームの介護は、次の通りとする。

- (1) 利用者の活動時間 6：30～21：00
- (2) 利用者の心身の状況に応じた介護の提供
- (3) 利用者及び介護従業者が共同で行う家事全般
- (4) 趣味・嗜好に応じた活動の提供
- (5) 健康管理の提供
- (6) 日常生活を行う上で必要な行政機関に対する手続き等についての代行
- (7) その他のサービスの提供

(利用料その他の費用の額)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
その他、利用者及び家族が希望した場合、実費を徴収する。

	料 金	備 考
食 材 費	39,000円/月	一日あたり1,280円
居 室 費	39,000円/月	一日あたり1,280円
光 熱 水 費	12,000円/月	一日あたり400円
嗜好等に関わる諸経費	実 費	入場料等
理 美 容	実 費	
ク ラ ブ 費	実 費	個人保管の作品材料費

(利用者が介護サービスの提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項)

第10条 居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。

- (1) 施設内及び敷地内は禁煙とする。
- (2) 飲酒は常識の範囲内で行う。
- (3) 対人、対物に危害を及ぼしたり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。
- (4) 事業所内での他の利用者等に対する宗教活動及び政治活動は行わない。

(協力病院等)

第11条 利用者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、協力医療機関及び歯科医院を定める。

- (1) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、病院等との間の連携及び支援体制を整える。
- (2) 同一敷地内の特別養護老人ホーム看護職員と連携を図り、相談できる体制を確保する。

(緊急時における対応)

第12条 サービス提供中に利用者に急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医・救急隊・家族・関係機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(秘密保持等)

第13条 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- (1) 従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- (2) 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情に対する対応)

第14条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。

- (1) 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容を記録する。
- (2) 場合により、関係機関等に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 事故防止のため定期的に研修を行う。

- (1) 事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、受診等、必要な措置を講じる。
- (2) 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(身体拘束に対する対応)

第16条 利用者又は他の利用者等の、生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合、関係者等によって協議し、その利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由と経過を記録する。
- (2) 身体的拘束等の適正化のため以下の措置を講じる。
 - ① 指針の整備
 - ② 3か月に1回以上の委員会の開催
 - ③ 職員に対し年2回の研修を行う。

(虐待の防止に対する対応)

第17条 虐待の発生又は、再発を防止するための対策を講じる。

- (1) 虐待防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し年2回研修を行う。
- (4) 適切に実施するため担当者を配置する。

(衛生管理等)

第18条 感染症又は食中毒の発生、又、まん延防止対策を行う。

- (1) 感染症及び食中毒発生防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し年2回研修を行う。

(地域との連携等)

- 第19条 運営推進会議を設置し、おおむね2ヶ月に1回、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望、助言を聞く機会を設ける。また、記録を作成し必要に応じその記録は公表する。
- (1) 自らサービスの質の評価を行い、外部評価、運営推進会議のいずれかの評価を受け、結果を公表する。
 - (2) 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図る。

(記録の整備)

- 第20条 利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(非常災害対策)

- 第21条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者は同一敷地内の特別養護老人ホームの防火管理者を当て、火元責任者には介護職員を当てる。
 - (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
 - (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・年2回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・随時
 - (7) その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画に関する事項)

- 第22条 感染症や非常災害の発生時において、同一敷地内にある特別養護老人ホームと共同し、業務継続計画(BCP)を策定、定期的に研修及び訓練(シュミレーション)を行い見直しを図る。
- (1) 同一敷地内にある特別養護老人ホームと、共同の業務継続計画(BCP)を策定し合同研修、訓練(シュミレーション)、見直しを定期的実施する。
 - (2) 計画内容については、職員へ周知徹底する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第23条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるための措置を講じる。
 - (2) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (3) 継続研修 年2回以上

(附則) この規程は、2024年3月31日から施行する。